

## プロジェクト 税効果会計

項目 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」  
ー公開草案に寄せられた主なコメントの概要

## 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「本公開草案」という。)に寄せられた主なコメントの概要を紹介することを目的としている。

## 主なコメントの概要

2. 寄せられたコメントのうち主なコメントの概要は以下のとおりである。
3. なお、連番が審議事項(2)-3のコメントと対応している。

連番	主なコメントの概要
<b>総論</b>	
1	● 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(以下「監査委員会報告第 66 号」という。)の枠組みを基本的に踏襲することについて基本的に支持する、又は現時点では適切である。
3	● 将来的には IFRS と整合するように、数値基準や分類の撤廃を検討すべきである。
5	● 開示の追加は、作成者の負担を増大させるものであり、利用者が得られる便益と比較考量することが必要である。その際には、現行の注記がどの程度有用なのかを分析し、有用性が高いと考えられる項目について優先順位を明確化して検討を行う必要がある。
5	● 今後、開示の審議において、経営者の見積りを行う際に設定した仮定の説明について、十分に検討されることを期待する。
4	● 開示については、早期に検討すべきである。
<b>質問 1：企業の分類に応じた取扱いの枠組みの踏襲</b>	
7	● 同意する。
7	● 以下の理由により同意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 会計実務・監査実務に広く定着している。</li> <li>➢ 詳細なガイダンスを設けることにより企業の財政状態を適切に表示し得る。</li> <li>➢ 解釈の安定性が認められる。</li> </ul>
	● 同意するが、以下を検討すべきである。

連番	主なコメントの概要
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な時期に、分類規定の撤廃に関して、具体的な検討を求めたい。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ (分類3) と (分類4) の乖離幅に対応すべきである。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 過去の実績と将来の見積もりが混在しておりルールとしての整合性が失われている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の理由により同意しない。</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンバージェンスの動向に逆行している。また、将来年度の見積りについての実務が定着していることから、詳細なガイダンスを撤廃しても弊害はない。</li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 監査委員会報告第 66 号の枠組みは過度に保守的・硬直的である会計処理につながった。</li> </ul>
<b>質問2：各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い</b>	
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意するが、以下を検討すべきである。</li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 作成者の「判断」を重視する文言に変更すべきである。</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各分類の要件からの乖離度合いを形式的に判断するのではなく、将来の課税所得等を踏まえていずれの分類にするのかを実質的に判断することを明確にすべきである。</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各分類の要件を満たす企業について、通常どのような企業が想定されているのかを明確にすべきである。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の理由により同意しない。</li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各社固有の実態を鑑みて判断する余地を残すべきである。また、現行の取扱いを見直す理由が明確ではない。</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各分類の要件をいずれも満たさない企業について、どのような企業を想定しているのか明らかにすべきである。</li> </ul>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各分類の要件からの乖離度合いの大小の判定方法が明らかでない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意、不同意が明示されていないコメント</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各分類の要件からの乖離度合いを形式的に判断するのではなく、将来の課税所得等を踏まえていずれの分類にするのかを実質的に判断することを明確にすべきである。</li> </ul>
<b>質問3：(1) (分類2) 及び (分類3) における会計上の利益に基づく要件を課税所得に基づく要件に変更する提案</b>	
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意する。</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得に基づき判断されるべきであるため、同意する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の理由により同意しない。</li> </ul>

連番	主なコメントの概要
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 課税所得の発生と企業の業績の安定性は相関しないこともあり得る。会計上の利益で業績の安定性を判断するのが妥当である。</li> </ul>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現行の取扱いについて特段の課題はない。</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 損金算入時期は、通常、費用の発生時期よりも遅れることを鑑みると、当期の経常利益の発生状況も勘案する必要がある。</li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 経常損失かつ課税所得ありの場合でも、(分類2)に該当すると判断することについて疑問である。</li> </ul>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 要件を変更する提案が合理的に説明されているとは思えない。</li> </ul>
<b>(2) (分類2) 及び (分類3) における課税所得から「臨時的な原因により生じたもの」を除くことに関する提案</b>	
28、29	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意する。</li> <li>● 以下の理由により同意しない。</li> </ul>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「臨時的な原因により生じたものを除く課税所得」の判断が企業毎に大きく異なる可能性がある。</li> </ul>
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「臨時的な原因により生じたもの」という表現を「企業の外部要因に基づく臨時的な原因により生じたもの」に修正すべきである。</li> </ul>
<b>質問4: (1) (分類2) におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い</b>	
31	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意する。</li> <li>● 同意するが、以下を検討すべきである。</li> </ul>
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「合理的な説明」の程度を明確にすべきである。</li> </ul>
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「合理的な説明」がない場合には、繰延税金資産を計上しないことになるのか、明確にすべきである。</li> </ul>
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ より詳細な具体例を提示して頂きたい。</li> </ul>
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 株式について処分方針及び売却可能な状況の存在を要件とすべきである。</li> </ul>
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の理由により同意しない。</li> <li>➤ スケジューリング不能な一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性の取扱い(本公開草案第13項)と(分類2)におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱い(本公開草案第21項)の関係を整理すべきである。</li> </ul>
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一時差異が解消する時点で課税所得の発生が確実であるという状況を想定することは極めて困難である。</li> </ul>
40	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ スケジューリング不能な将来減算一時差異の解消時期を一定の期間又は期限をもって明確にすべきである。</li> </ul>

連番	主なコメントの概要
42 39 43	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 判断に実務上の混乱が生ずる可能性が高い。</li> <li>➤ 解消時期が不明な一時差異について、安易に繰延税金資産が回収可能と判断すべきではない。</li> <li>● 同意、不同意が明示されていないコメント <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「合理的な説明」がない場合には、繰延税金資産を計上しないことになるのか、明確にすべき。また、客観的に検証できる具体的な要件を定める必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
<b>質問 5: (分類 3) における 5 年を超える見積可能期間における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い</b>	
45 47 47、48 46 50 51、52 53 49	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意する。</li> <li>● 同意するが、以下を検討すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「5 年」の閾値の根拠を明確にすべきである。</li> <li>➤ 「合理的な説明」の程度を明確にすべきである。</li> <li>➤ 企業の実態に基づく判断が優先されることを明示し、限定的に解釈されないよう配慮頂きたい。</li> <li>➤ 新たな契約等が締結されるなど長期的かつ安定的な収益が計上されることが確実な場合に限り適用される状況であることを明記する必要がある。</li> </ul> </li> <li>● 以下の理由により同意しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ (分類 3) に該当する企業は、5 年を超える期間の合理的で実現可能な長期の経営計画の策定が通常困難であるため、このような取扱いは不要である。</li> <li>➤ 見積可能期間が 5 年と 7 年のいずれが適正かといった判断は実務上非常に困難である。また、反証規定を適用する場合、その旨及び反証の具体的な内容を開示すべきである。</li> </ul> </li> <li>● 同意、不同意が明示されていないコメント <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 要件として、「合理的な説明」に加え、課税所得が確実に見込まれることを含めるべきである。</li> </ul> </li> </ul>
<b>質問 6: (分類 4) の要件を満たす企業であっても (分類 2) 又は (分類 3) に該当するものとする取扱い</b>	
55 56、59 57 58	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意する。</li> <li>● 同意するが、以下を検討すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「合理的な説明」の程度を明確にすべきである。</li> <li>➤ 「重要な税務上の欠損金」について具体的な指針を提供頂きたい。</li> <li>➤ (分類 3) に該当するものとして取り扱う場合、5 年を超える期間にわた</li> </ul> </li> </ul>

連番	主なコメントの概要
60	<p>る繰延税金資産を計上できないことを明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ (分類 2)に該当するものとして取り扱う場合は極めて限定的である旨を明らかにすべきである。</li> <li>● 以下の理由により同意しない。</li> </ul>
62	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「合理的に説明できる場合」が明確でないため、実務上混乱が生じる。</li> </ul>
64	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ (分類 3)の要件を満たす企業を(分類 2)に該当するものとして取り扱う定めはないため、(分類 3)と(分類 4)はバランスを欠く。</li> </ul>
<b>質問 7-1: 現行の注記事項</b>	
<b>(1) 現行の注記－総論</b>	
65	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の理由により現行の注記では不十分である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 経営者がどの様に回収可能性を判断したかが理解できない。</li> <li>➤ 繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性やリスクを十分に読み取れない。</li> <li>➤ 繰延税金資産及び繰延税金負債の予測情報として十分な情報を提供しているとはいえない。</li> <li>➤ IFRS 等に基づいて作成された財務諸表の開示と同等の開示をすべきである。</li> </ul> </li> <li>● 以下の理由により現行の注記で十分であり、注記事項の追加については慎重に検討すべきである。</li> </ul>
66、67	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国際的な開示水準やコスト・ベネフィットの観点から、極めて慎重に対応すべきである。</li> </ul>
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国際的な水準を超える開示を求めるべきではない。</li> </ul>
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現行の開示が目的適格的であるのかを含めて検討すべきである。</li> </ul>
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 有価証券報告書の単体開示の簡素化の趣旨に反する。</li> </ul>
66	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 繰延税金資産の判断の過程や算定要素の一部の分類等の開示は、かえって財務諸表利用者の大局的な理解を妨げる。</li> </ul>
69	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 十分、不十分が明示されていないコメント <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳項目名について、その内容が同質の場合には統一して開示されるように工夫をしてはどうか。</li> </ul> </li> </ul>
<b>(2) 現行の注記－評価性引当額の内訳の開示</b>	
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開示すべき。</li> <li>● 以下の理由により開示すべきである。</li> </ul>
70	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 税負担率の変動を現状よりも分析し易くなる。</li> </ul>
70、71	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ IFRS 等に基づいて作成された財務諸表と同等の情報提供を図る観点から開示を行う必要がある。</li> </ul>

連番	主なコメントの概要
72、73  67  73	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の理由により開示不要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ プロラタ計算等で一時差異等と評価性引当額の紐づけを行う必要があり、そのような情報は有用ではない。</li> <li>➢ 一時差異の無税化の可能性の判断が現れる可能性があり、ビジネスを阻害する可能性がある。</li> <li>➢ IFRS と同様に、回収可能性が高い（50%超程度）将来減算一時差異を計上するというアプローチを前提としなければ、国際的比較可能性の点から有用ではない。</li> </ul> </li> </ul>
<b>(3) 現行の注記－税務上の重要な繰越欠損金に関する情報の開示</b>	
74      75	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の理由により開示すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 繰延税金資産の不確実性を適切に評価できる。</li> <li>➢ 繰延税金資産の計上額の妥当性を理解する上で必要な情報である。</li> <li>➢ 国際的調和化の観点から開示すべきである。</li> </ul> </li> <li>● 以下の理由により開示不要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IFRS の開示を超えるものを要求すべきではない。</li> <li>➢ 多数の課税法域にわたる関係会社の繰越欠損金の詳細な情報を収集することは、財務諸表作成者にとって過大な負担となるとともに、有用な情報が提供されるとは考えにくい。</li> <li>➢ 経営者が各社に固有の特殊な事情の説明等が必要と判断した場合には、定性の補足情報を記載すれば十分である。</li> </ul> </li> </ul>
<b>(4) 現行の注記－分類に関する情報の開示</b>	
77  77  77  76  78	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の理由により開示すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 課税所得の十分性を知るのに有用な情報である。</li> <li>➢ 5区分の具体的な分類を決める要件が、利益に基づくものから課税所得に変更されているため、その企業の該当する分類を利用者が推定することが一段と困難になる。</li> <li>➢ 分類に関する情報は、繰延税金資産の計上根拠と将来の予測を示す情報として有用である。</li> <li>➢ 会計上の見積りの根拠として極めて重要である。</li> </ul> </li> <li>● 以下の理由により開示不要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 税効果会計基準の趣旨から逸脱しており、国際的にも理解されない。</li> <li>➢ 企業の分類を収益力と同一視するといった誤った理解に繋がる懸念がある。</li> <li>➢ 企業の分類は判断過程の一部にすぎず、連結グループ全体についての正しい理解につながらない。</li> </ul> </li> </ul>

連番	主なコメントの概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実質判断が重視されるアプローチでは形式的な分類に意味はない。</li> </ul>
<b>(5) 現行の注記—その他の開示</b>	
80、81	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コメントレターでは、例えば以下の開示が提案されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 前期と比較した適用税率の変動</li> </ul> </li> </ul>
80、81	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 純損失の場合の税率の調整表</li> </ul>
85	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主要国・地域別の制度の相違による影響、セグメント別の繰延税金資産・負債の内訳</li> </ul>
84	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 繰延税金資産、負債の計上に重要な影響を与える事象</li> </ul>
87	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 見積りの変更内容等の注記</li> </ul>
<b>質問 7-2: 本公開草案で提案された内容に伴う注記事項</b>	
<b>(1) 提案された内容に伴う注記—総論</b>	
90	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本公開草案における企業の分類で規定された原則的な取扱いと異なる取扱いをした場合には、その取扱いの内容及び理由を開示すべきである。</li> </ul>
89	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行の注記事項で十分な開示が行われていることから、開示を追加する必要はない。</li> </ul>
<b>(2) 提案された内容に伴う注記—スケジューリング不能な将来減算一時差異</b>	
92	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内容及び計上の理由を開示する必要がある。</li> </ul>
<b>(3) 提案された内容に伴う注記—5年を超える見積可能期間</b>	
93	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5年超の計上金額と「合理的な説明」の内容が理解できる計上根拠の開示を行うべき。</li> </ul>
94	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5年を超える見積可能期間に係る繰延税金資産の計上金額と計上根拠を開示する理由が乏しい。また、回収可能性の判断過程の一部に過ぎない企業の分類を間接的に示唆することに繋がり、誤った判断を促す懸念がある。</li> </ul>
<b>(4) 提案された内容に伴う注記—(分類 4)の要件を満たす企業が(分類 2)又は(分類 3)に該当するものとして取り扱われる場合</b>	
95	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「合理的な説明」の内容が理解できる詳細な根拠の開示は必須である。</li> </ul>
95	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要な税務上の欠損金の発生原因の注記を求める必要がある。</li> </ul>
<b>(5) 提案された内容に伴う注記—その他</b>	
96	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要な税務上の調整項目を開示する必要がある。</li> </ul>
97	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後の審議を速やかに進めることが有用である。</li> </ul>
<b>質問 8-1: 原則適用の時期</b>	
98	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意する。</li> <li>● 以下の時期に公表され、周知されることを前提に同意する。</li> </ul>
99	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 平成 28 年 4 月 1 日開始事業年度の前に公表</li> </ul>
100	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 平成 27 年 12 月頃に公表</li> </ul>

連番	主なコメントの概要
101	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 可能な限り速やかに公表</li> </ul>
<b>質問 8-2: 早期適用に関する取扱い</b>	
103	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意する。</li> </ul>
103	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の理由により同意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 監査委員会報告第 66 号の基本的な考え方を踏襲している内容であり、適用にあたって過大な負荷は想定されない。</li> <li>➤ 本公開草案は、今までの繰延税金資産の計上に対する考え方を訂正し、改善を図るものである。</li> </ul> </li> </ul>
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の理由により同意しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 期首の会計事象等に関して見積りを行うに当たり、見積りに用いる情報について、過去の財務諸表が作成された時点で入手可能であったものと、その後判明したものとを客観的に区別することは実務上困難である。</li> </ul> </li> </ul>
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 企業間の比較可能性を損なうことになる。</li> </ul>
105	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 年度を通じた会計処理の一貫性を保つことができない。</li> </ul>
106	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 早期適用した期の期中に企業結合や事業分離を実施している場合、当該会計処理の見直しが必要になる可能性が考えられる。</li> </ul>
107	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本適用指針の公表日後、平成 28 年 4 月 1 日より前に開始する連結会計年度及び事業年度については、期首からの早期適用を認めることを検討する余地はある。</li> </ul>
<b>質問 8-3: 適用初年度の取扱い</b>	
108	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意する。</li> </ul>
108、	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の理由により同意する。</li> </ul>
109	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現行実務と異なる会計処理が規定されているため、会計上の見積りの変更ではない。</li> </ul>
108	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 繰延税金資産の回収可能性を判断する上での会計処理の原則及び手続の変更を伴うものである。</li> </ul>
109	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今回の変更は企業を取り巻く環境の変化に対応して行われるものではないため、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合にも該当しない。</li> </ul>
110	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概ね同意するが、実質的には会計方針の変更ではなく、見積りの変更に該当すると考えられる側面もあり、実務コストも考慮すると、利益剰余金と損益の切り分けが必ずしもコストに見合う便益の高い情報とは考えられないという意見もあった。</li> </ul>
111	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の理由により同意しない。</li> </ul>



連番	主なコメントの概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理は見積りに関するものであり、実態としては見積り方法の変更であることを考慮すると、会計上の見積りの変更と同様に取り扱うことが妥当である。</li> <li>▶ 本適用指針は監査委員会報告第66号の内容を全体として引き継いで明確化や改善を図ったにすぎず、会計処理の原則及び手続を変更する内容と断ずる性質のものではない。</li> <li>▶ 本適用指針適用の影響については本来損益を通じて計上する性質のものであり、例えば税率の引下げに伴う影響については損益を通じて取崩すことを勘案すると、計上段階で損益を経由しない場合、計上と取崩しとで会計処理に明らかな不整合が生じる。</li> <li>▶ 各社の対応や監査法人の対応の違いにより、「利益剰余金」に加減する範囲についてばらつきが生じ、比較可能性の観点から不合理な帰結となる。</li> <li>▶ 今回の適用指針の開発は、やむなく「会計方針の変更」に相当するものと考えられる。したがって、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第6項(1)における特定の経過的な取扱い(一時の損益として取り扱う)を定めるべきである。</li> <li>▶ 投資家をミスリードするおそれがあるとの意見に対しては、適用初年度の影響額を通常法人税等調整額と分けて表示する等、開示を工夫することで、投資家の分析に資することが可能である。</li> <li>▶ 適用開始年度の選択によって損益と利益剰余金の区分に変化が生じ、会社間の比較可能性を低下させる懸念がある。</li> </ul>
<b>質問9: その他</b>	
<b>(1) 定義</b>	
112、	● 「タックス・プランニング」及び「スケジューリング」について、定義すべきである。
113	
114	● スケジューリング可能一時差異を先に定義すべきである。
<b>(2) 企業の分類に応じた取扱い（本公開草案第15項から第32項）</b>	
116	● (分類1)及び(分類2)の要件について、「当期末において、経営環境に著しい変化がない」か否かを判断するにあたり、当期の経常利益の発生状況も勘案することを追記する必要がある。
116	● (分類1)と(分類2)の要件として、「当期末において、経営環境に著しい変化がない」ことが要求されているが、当該要件は「当期末において、近い将来に経営環境の著しい変化が予想されない」などの表現にすることが望ましい。

連番	主なコメントの概要
117、 118	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「回収可能性があるものとする」との表現により、例えば（分類 1）に該当する企業において、従来、一部のスケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上していなかった実務が、今後も認められるかどうかを明示すべきである。</li> </ul>
121	<ul style="list-style-type: none"> <li>● （分類 2）について、「一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合」とされ、必ずしも将来の課税所得の見積りが必要な定めとはなっていないようにも思われるため、趣旨を確認させて頂きたい。</li> </ul>
120	<ul style="list-style-type: none"> <li>● （分類 2）の要件には、（分類 3）で求められるである本公開草案第 26 項(2) 又は(3)の要件を満たす場合を除くことは挙げられていない。その差異が意味する内容について、結論の背景で説明することが適切と考える。</li> </ul>
123	<ul style="list-style-type: none"> <li>● （分類 5）の要件として本公開草案第 30 項（2）において「翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。」ことを要求しているが、当該要件は不要と考えられる。</li> </ul>
124	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来の課税所得の見積りについて、原則として、取締役会等の承認を得た業績予測であることを明記することが適切である。</li> </ul>
<b>(2) 解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異の取扱い及び固定資産の減損損失に係る取扱い</b>	
125	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異の取扱いについて、見直しが必要なのではないかと。「判断できる」という表現について、繰延税金資産の計上可否を任意に判断できる趣旨ではないことを明確にする必要がある。</li> </ul>
<b>(3) 他の実務指針の移管の際に検討するもの</b>	
131	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税制改正による税率変更がある場合の税効果会計の取扱いについては、財務諸表数値に与える影響の大きさを考慮すると、2016 年 3 月期から適用できるように早期の検討を強くお願いしたい。</li> </ul>
129	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複数期間にわたって異なる税率が適用される場合の取扱いについて、税効果会計に関する Q&amp;A Q14 を引き継ぐことが望ましい。</li> </ul>
132	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 100%子会社が税務上の繰越欠損金を有する場合に、親会社が当該子会社を合併するときの取扱いを見直すべきである。</li> </ul>
133	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 繰延税金負債の支払可能性について、将来加算一時差異の解消時期に一時差異等加減算前課税所得が生じないことが合理的に説明できる場合には、繰延税金負債を認識しないように見直しを図るべきである。</li> </ul>
<b>(4) その他</b>	
134	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資本剰余金に対して計上された繰延税金資産に関して、その回収可能性が変動した場合には、変動額を資本剰余金に加減する旨の定めを本公開草案</li> </ul>

連番	主なコメントの概要
	第10項に設けるべきである。
135	● 企業の分類にかかわらず、将来減算一時差異と将来加算一時差異をスケジューリングし、解消見込年度ごとに相殺する手続は、スケジューリング可能な期間にわたって行うべきであることを明確化すべきである。
138	● (分類3)において、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得を見積る際に、おおむね5年又は5年を超える見積可能期間に資産を売却する等の意思決定が明確になっていることが示されているが、売却時期を明確に決定する必要があることを明示すべきと考える。
139	● (分類3)に該当する企業におけるその他有価証券評価差額金に係る繰延税金資産の計上要件について、税務上の繰越欠損金の控除見込額の取扱いを明らかにすべきである。
140	● 個別財務諸表と連結財務諸表で将来減算一時差異の金額が異なることにより、各分類の要件の充足状況が個別と連結で相違する場合の一般的な取扱いを明示すべきである。
141	● 監査委員会報告第70号「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」に記載されていた固定資産の減損に係る会計基準の適用初年度の取扱いを明示すべきと考える。
142	● 監査委員会報告第66号に定められていた重要性の乏しい連結子会社等における繰延税金資産の回収可能性の取扱いを明示すべきである。
143	● 資産除去債務に係る税効果会計の取扱いについて、資産除去債務に係る将来減算一時差異がスケジューリング可能な一時差異であるかどうかの解釈も含め、実務上の取扱いを明確にすべきである。
144	● 新規設立企業の取扱いについて、別途、繰延税金資産の回収可能性の判断基準を定める必要がある。
146	● 「将来の事業年度」や「将来の会計期間」等の記載がなされているが、使い分けの意図を明確にすることが望ましいと考えられる。
147	● 審議全体に作成者の意見が目立っており、監査人や財務諸表利用者の意見は殆ど公開草案に反映されていないため、基準作成プロセスの中立性に疑義を生じさせる懸念がある。
148	● コメントの集約について、当面は専門委員に加わっていない他の常勤委員による相互チェックを実施してから、内容を検討し公表する仕組みを考えるべきでないか。

以上